

○事務局長 はい。それでは定刻になりましたので、ご起立をお願いいたします。新年明けましておめでとうございます。ご着席をお願いいたします。本日は全員出席ですので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和2年度第10回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 （挨拶）

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、会長よろしくお願いたします。

○議長 それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に2番委員、3番委員を指名いたします。よろしくお願いたします。続きまして、日程第2、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局

○事務局長 それでは、1ページになります。日程第2、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可、不許可についての副申意見を決定するものとする。令和3年1月14日提出、多良木町農業委員会会長です。今回1件出てま

いっております。

（1件の申請について説明）

○議長 はい。続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○2 番委員 はい、2 番。

○議長 はい、2 番。

○2 番委員 それでは、調査書を読み上げます。議案第 26 号の農地法第 5 条の許可申請に対する調査報告をいたします。昨日 13 日に 18 番委員、19 番委員と私とで調査をいたしました。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で、第 2 種農地となります。立地上基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。現在では遊休農地となっております。以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局よりの説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。はい、12 番委員。

○12 番委員 はい、12 番です。この太陽光パネルということですがけれども、普段はほら、郊外とか山の中とかですけれども、これは非常に住宅街の真ん中ということで、一応、太陽光の反射光っていいですかね。これが近隣住民の方に、特に住宅密集地で、報道でも見たんですけど、訴訟問題が起きているような状況だったということもありますので、そういうことの兼ね合いはどうなっておりますか。感じたまま申し上げましたけれども、近隣とのトラブルがないように進めていただければと思いますけれども、如何でしょうか。将来にわたってそういうことが出てくるんじゃないかと、特に住宅街で眩しいとか、あるのじゃないかと思います。以上です。

○議長 はい、ただいま 12 番委員より反射光の問題は、太陽光発電パネルの設置に当たってないのかという質問がございましたが、いかがでしょうか。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 今、12番委員さんが言われましたように、ちょうど宅地の真ん中ということで、ただですね、農業委員会の総会で決めるっていうのは、もう農地法に限っての立地条件とか、そういったことばかりになります。設置業者につきましては、周囲には迷惑はかけないっていうようなことで、事業計画書等は上がってまいっております。これで許可が出たとして、その後につきましては、事業者が責任をもって対処をするっていうことになっております。以上です。

○議長 はい、ただいまの質問に対してですね、農業委員会の総会でこの案件に対しての意見として反射光に対する対応を誠意をもってしていただきたいということで意見として、この太陽光の会社にですね、申し上げるということでよろしいでしょうか。

○事務局長 はい、わかりました。

○5番委員〔聞き取れず〕

○事務局長 はい、お答えいたします。〇〇〇〇さんは、もともと本町在住の方です。今は、●●●という施設に入っておられます。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何かご質問ございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 はい。異議なしと認め原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、議案第27号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、私と9番委員、16番委員は退席をお願いいたします。またその間の議事進行を職務代行の2番委員をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○2 番職務代理者 こんにちは。それでは早速、職務代行させていただきます。日程第 3、議案第 27 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○2 番職務代理者 はい、事務局。

○係長 それでは、日程第 3、議案第 27 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 3 年第 1 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、1 月 8 日付けで多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、最初に議事参与者分を読み上げさせていただきます。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○2 番職務代理者 はい。ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありましたが、これについて、ご質問等はありませんか。ありませんか。無いようでしたらお諮りいたします。決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。以上決定いたしました。以上で、退席させていただきます。

○議長 はい、2 番委員には大変お世話になりました。残りの案件について、事務局より説明をお願いいたします。はい事務局。

○係長 はい。それでは別冊の集積計画についてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。はい、8番委員。

○8番委員 今のですね、19ページをちょっと見てもらえませんか。11番、12番の案件ですけども、利用権存続期間がですね、令和2年3月1日からとなっているんですよ。それが10年、13年までということで、これは令和3年じゃないんでしょうか。

○係長 はい、すいません。ここも大変申しわけございませんでした。こちら令和3年の間違いです。

○議長 はい、19ページと20ページ、訂正をお願いいたします。ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第28号、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局。はい、4ページになります、日程第4、議案第28号、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定についてということで、多良木町地籍調査事業による農地等の地目変更について、多良木町長より別紙のとおり照会があったので意見を決定するものとするものでございます。別冊をごらんいただきたいというふうに考えます。別冊を見ていただきますと、地籍調査実施区域というところで、大字多良木字の計17字、裏面に字図を付けておりますけれども、その17字となっております。今回はですね、この分の地籍調査につきましては、全体で956筆、35.7ヘクタールの土地の地籍調査があ

っております。その中で、農地が農地以外の用途に利用されている土地というのが132筆ございました。それと農地以外の土地が農地として利用されている土地というのが35筆ございました。農地が農地以外の用途に利用されている土地の132筆につきましては、一応内訳を調べてみたんですけども、長狭物、国道とか町道とか水路とか里道、その中に含まれてしまっている土地が47筆ございました。それから宅地になっている部分につきまして、71筆ほどありました。71筆の内訳を見ましたところ、このうち19件につきましては、転用許可を受けられております。ただ、最終的な地目を変更しなかったもので、今回地籍調査での地目の変更となります。それから、農地法施行以前の建設、昭和27年10月21日以前は農地法の縛りを受けませんので、昭和27年10月21日以前にもう建物が既に建っていたのが23筆ございます。そして、農地法施行以後の建設29筆につきましては、それ以前に建物も建てられていたのかもしれませんが、ちょっと固定資産税係の家屋台帳を見ましても、昭和27年以前っていうのが、判明できなかったっていうのが29筆ございます。あと山林が6筆、雑種地が8筆というふうになっております。一応、今日の決定を受けまして、税務課の方へ回答をさせていただきたいというふうに考えております。はい、よろしく願いいたします。

○議長 はい、事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件については、異議なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 はい、それでは異議なしということで、本件については決定をされました。続きまして、日程第5、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい事務局

○係長 はい。それでは5ページ目でございます、日程第5、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和2年11月26日から令和2年12月25日までの分となっております。こちらの報告分については、今後の農地の利用者の方について説明をさせていただきます。

(内容説明)

はい、以上報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら報告第13号を終わりたいと思います。続きまして日程第6、報告第14号、許可不要転用届の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい。それでは、14ページになります。日程第6、報告第14号、許可不要転用届の報告についてということで、報告をいたします。

(内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、報告第14号をこれで終わります。続きまして日程第7、次会総会に伴う事前調査委員の指名をいたします。まず、次回の総会を2月10日、午前9時より行いたいと思います。それに伴います事前調査を2月9日、9時より行いたいと思います。日程についてはよろしいでしょうか。はい。それに伴う事前調査委員に3番委員、4番委員、20番委員の御三方にお願いをしたいと思いますが、ご都合はよろしいでしょうか。はい、よろしく願いいたします。それでは、次回の事前調査が2月9日9時から、次回の総会が2月10日、午前9時から3階の委員会室ということでよろしく願いいたします。

○議長 他に何か皆さん方からありませんでしょうか。無いようでしたらこれで終了致します。

○事務局長 これをもちまして、令和2年度第10回多良木町農業委員会総会を閉会致します。

お疲れさまでした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記